

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（総務業務センター）	17
○土地改良区の役員の退任の届出.....（農業支援課）	17
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	19
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	20
道監査委員公表	
○監査公表第4号.....	20

告 示

北海道告示第452号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年7月8日
北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量
 (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 125台（1台1月当たりの単価）
 (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 75台（1台1月当たりの単価）

2 落札を決定した日
平成20年6月18日

3 落札者の氏名及び住所
 (1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
 (2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額
 (1) 1,942円

(2) 2,415円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成20年5月23日付け北海道告示第351号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第453号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年7月8日
北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量
 (1) パーソナルコンピュータ 267台
 (2) パーソナルコンピュータ 4台

2 落札を決定した日
平成20年6月18日

3 落札者の氏名及び住所
 (1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
 (2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額
 (1) 17,115,000円
 (2) 493,500円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成20年5月23日付け北海道告示第352号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第454号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成20.6.6	理 事	南 部 重 雄	石狩郡新篠津村44線北51番地

北海道告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年7月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
袋達布	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水)	北海道石狩支庁
津別北部	畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ排水、土層改良)	北海道網走支庁
長沼北	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](農業用排水施設、暗きょ排水)	北海道空知支庁

北海道告示第456号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字球浦120の1・121の1・122の1・159の1・159の3・162の1・162の5・162の7(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町大成区都424地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、420・421の1・424(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、413

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字清住90の1(次の図に示す部分に限る。)、91の6

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第457号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村642地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 夕張郡栗山町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、旭川市・名寄市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、旭川市・上川町・美瑛町・空知郡中富良野町（以上1市3町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上川町（次の図に示す部分に限る。）、旭川市、美瑛町
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
津別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

北海道監査委員 坂 本 人 士

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第459号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を旭川市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第413号のとおりである。

平成20年7月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

旭川市西神楽4線33号1の819所在の森林について所有権を有する 飯 田 博 治

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成18年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成20年7月8日

北海道監査委員 段 坂 繁 美

北海道監査委員 工 藤 敏 郎

北海道監査委員 見 野 全